

対側地地権者 様

諏訪市役所 建設部 建設課長

## 境界立会へのご出席のお願い

日頃より、諏訪市の建設行政にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

このたび、貴方様の土地前の道水路を挟んだ向かい側の地権者より、「市の道水路との境界を確認したい」との依頼がありました。

つきましては、関係地権者の皆様に現場にお集まりいただき、境界立会を実施いたしますが、下記の事情により、貴方様の土地と道水路との境界も同時に確認させていただきたいと思っております。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、境界立会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

### ～道水路の対側地（向かい側）地権者に立会をお願いする理由～

諏訪市では境界立会時に、公図・地積測量図・換地図・過去の立会記録等より定められた道水路幅員を確保することを原則としています。幅員を確保することで公有財産である道水路の機能を維持する必要があるためです。

しかし申請地と道水路との境界のみを確認するやり方（片面決め）では、のちに対側地で境界立会を行う際に、先に決めた申請地との境界から幅員を折り返すことで自動的に境界が決まってしまう、その境界が地権者の認識と合わない場合、申請地・対側地を巻き込んだ紛争等が生じることが予測されます。

これらの事態を予防するために、境界立会においては対側地の地権者にもご出席いただき、道水路との境界・道水路幅員について協議・確認させていただいております。

なお、これらの見解は建設省（現・国土交通省）監修の「公共用財産管理の手引」、長野県土木部監修の「境界確定の手びき」によるものです。



問い合わせ  
諏訪市 建設課 用地管理係  
0266-52-4141  
内線 243・244